

和歌山工業高等専門学校国際交流会館管理運営規則

制 定 平成22年5月26日

最近改正 令和4年9月15日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）の管理運営については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第38号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 国際交流会館は、国際交流事業を積極的に推進するための施設であり、学術協定に基づく短期留学生の受入れや高等専門学校間での留学生交流に使用し、また、本校の教職員や関係する国内外の研究者等も宿泊や会議等に利用できる施設とする。

(使用の範囲)

第3条 国際交流会館は、次の各号に定める者が、会議、セミナー、宿泊等のために使用することができる。

- 一 本校との協定に基づく海外からの来訪者
- 二 高等専門学校間での留学生交流による来訪者
- 三 本校と関係のある国内外の研究者等
- 四 本校の教職員及び非常勤講師
- 五 その他校長が認めた者

(管理責任者)

第4条 国際交流会館の管理運営の責任者（以下「管理責任者」という。）は、国際交流委員会委員長とする。

(使用期間等)

第5条 国際交流会館の使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、管理責任者は、特別の事情があると認めた場合は、その使用期間等を変更することができる。

- 一 使用期間 1月4日から12月27日まで
- 二 使用時間 宿 泊 午後4時から翌日午前9時まで
会議等 午前8時30分から午後5時まで

(但し、宿泊者がある場合は、午前10時30分～午後3時まで)

(使用許可の手続き)

第6条 国際交流会館を宿泊のために使用しようとする者は、国際交流会館使用許可願（別紙第1号様式）を、使用開始日の10日前までに、学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 国際交流会館の使用許可は、原則として申し込み順により行うものとする。ただし、第3条第1号及び第2号に係る使用を優先して許可するものとする。
- 3 使用を許可した者に対しては、国際交流会館使用許可証（別紙第2号様式）を交付する。

4 使用の許可を受けた者が、その使用を取り止め、又は使用内容を変更しようとするときは、速やかに学生課学生係まで申し出て、その許可を受けなければならない。

(宿泊以外の利用手続き)

第7条 国際交流会館を宿泊以外の目的に使用しようとする者は、本校掲示板に掲載の会議室等の予約方法により行うものとする。

(施設使用料等)

第8条 第6条の規定に基づき、宿泊の許可を受けた者は、使用当日までに別表に定める施設使用料並びに寝具レンタル費及び清掃費に係る実費額を総務課財務企画係に納入しなければならない。ただし、宿泊の許可を受けた者が、第3条第1号、第2号又は第5号に該当するときは、これを免除することができる。

(使用許可の取消)

第9条 管理責任者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更することができる。

- 一 この規則に違反したとき。
- 二 使用許可願の記載内容が事実と相違するとき。
- 三 その他管理上不相当と認めたとき。

(遵守事項)

第10条 使用者は、この規則及び国際交流会館使用における心得を遵守するほか、管理責任者の指示に従わなければならない。

(損害の弁償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設又は設備等を滅失損傷若しくは汚損したときは、その損害について弁償又は現状に回復しなければならない。

(管理運営等の事務)

第12条 国際交流会館の管理運営に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、国際交流会館の管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月7日から施行し、平成29年12月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第8条関係)

施設使用料

区 分	部屋番号	収容人員	施設使用料 (1人1泊当たり)
個室 (1人)	F-209A	1人	650円
	F-209B	1人	
	F-303A	1人	
	F-303B	1人	
複数人部屋 (4人~6人)	F-208	4人	450円
	F-304A	6人	
	F-305B	6人	

別紙第1号様式（第6条関係）

校 長	国際交流委員会 委員長	事務部長	学生課長	学生課課長補佐	学生係長
<p>国 際 交 流 会 館 使 用 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山工業高等専門学校長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は勤務先 申込責任者氏名</p> <p>下記のとおり宿泊したいので御許可願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
使用目的					
使用者氏名					
使用日時	自	年	月	日	時
	至	年	月	日	時
使用場所					
費用区分 ※記入不要	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	使用料 ※記入不要	円	

別紙第2号様式（第6条関係）

国際交流会館使用許可書

年 月 日

殿

和歌山工業高等専門学校長

国際交流会館管理運営規則に記載する事項を厳守することを条件として
下記のとおり宿泊を許可します。

記

使用目的			
使用者氏名			
使用日時	自	年 月 日 時	
	至	年 月 日 時	
使用場所			
費用区分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	使用料	円

注) 使用料は、使用当日までに財務企画係に納入して下さい。

国際交流会館使用心得

- 1 国際交流会館の使用はセルフサービスによることとし、ベッドメイキング及び風呂等の使用は各自で行うこと。
- 2 宿泊及び会議等の目的以外に使用し、または貸与しないこと。
- 3 施設・設備は丁寧に取扱うこと。
- 4 館内は禁煙です。喫煙は構内の指定場所で行うこと。
- 5 所持品の盗難には十分に配意し、各自が責任をもって管理すること。
- 6 退出時には電気のスイッチを切り、異常のないことを確認した上で戸締りを確実にすること。
- 7 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 8 会館内では、飲酒及びマージャン等の遊技はしないこと。
- 9 鍵の受渡しは学生課学生係（時間外の場合は門衛所）で行い、その取扱いにあたっては使用者が責を負うこと。
- 10 備え付けの電話は、内線専用で、外線への発信はできない。
- 11 緊急時には、電話機の受話器を上げ、緊急用ボタンを押してください。（門衛所、寮務係、学寮宿直室、学生係の4ヶ所へ同時につながります。）